

# デイサービスセンターCODEMAR | 須磨

## 職員処遇改善に基づく取組

### I. キャリアパス要件について

- ①職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ②職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ③就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべて介護職員に周知している。
- ④資格等に応じて昇給する仕組み、人事評価の結果に基づいて昇給する仕組みを定めている。

### II 職場環境要件について

- ◆資質の向上に関すること
  - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課（評価）との連動を行っている。
- ◆労働環境・処遇の改善に関すること
  - ・ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
  - ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備
- ◆その他
  - ・非正規職員から正規職員への転換
  - ・職員の増員による実務負担の軽減

## 特定処遇改善に関する賃金改善対象者について

- ◆賃金改善項目：要件を満たした職員に対し当月に調整手当として全額支給
- ◆福祉人材の分類方法について
  - 1、a 群対象者（割合 2）
    - 【経験・技能のある福祉人材】
    - ①介護福祉士、勤続 5 年以上
  - 2、b 群対象者（割合 1）
    - ①介護福祉士
  - 3、c 群対象者（割合 0.5）
    - その他の職種…（a 群、b 群の資格がない生活相談員またはその他の職員であり、勤続成績及び勤務態度が優秀な人材）
  - 4、算定に当たっての勘案事項
    - ①資格、経験、技能、勤務年数等によって a～c 群を決定。
    - ②a～c 群内の同一群であっても人事評価によって柔軟に配分する。
    - ③パート職員は勤務内容や勤務時間数等によって柔軟に配分する。